

## 現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する特記仕様書（建築・設備工事）

- 1 この特記仕様書は、現場代理人の当該工事現場への常駐義務の緩和及び他の工事の現場代理人との兼務の試行に関して定めるものである。
- 2 「名古屋市上下水道局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する取扱い要綱（建築・設備工事）令和6年8月1日」の定めを満足する場合に限り、現場代理人について当該工事現場における常駐義務を緩和し、他の工事の現場代理人との兼務ができるものとする。
- 3 その他疑義が生じた場合は、発注者の指示によるものとする。

（掲載場所）

名古屋市上下水道局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する取扱い要綱（建築・設備工事）

<https://www.water.city.nagoya.jp/category/20200tosyo/1529.html>